

大町市告示第21号

大町市広報広告掲載要領

(趣旨)

第1 この要領は、大町市広告掲載要綱（平成21年告示第19号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市が発行する「広報おおまち」（以下「広報」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載者の資格)

第2 広告の掲載をすることができる者は、市内に住所又は事業所を有し、事業を営む法人若しくは個人であつて、市税等を滞納していない者とする。

(広告の規格、位置等)

第3 広告の規格及び掲載位置等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告の規格は、一の広告当たり縦50ミリメートル、横180ミリメートルとする。

(2) 広告の掲載位置及び掲載号は、市長が指定する。

(3) 広告の掲載数は、1ページ当たり1件とし、4ページまでとする。

(広告掲載希望者の募集)

第4 市長は、広報等により広告掲載希望者を募集するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認める者に広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申請)

第5 申請者は、広報広告掲載申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、当該掲載しようとする版下（校正が完了した広告の原稿をいう。以下同じ。）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該版下の作成費用は、申請者の負担とする。

2 同一申請者が、掲載できる掲載数は1回の広報につき1件とする。

3 前項の申請は、市長が別に定める公募の期間内に行わなければならない。

(広告掲載の決定)

第6 市長は、第5の申請書の提出があつたときは、要綱第10に規定する大町市広告審査委員会による審査を経て、掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査を経た掲載申し込みの数が、公募において指定した数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、掲載の可否を決定したときは、広報広告掲載決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(広告の掲載料)

第7 広告の掲載料は、次の表のとおりとする。

カラー刷り	36,000円	1回掲載当たり
-------	---------	---------

白黒刷り	20,000 円	1 回掲載当たり
------	----------	----------

附 則

この要領は、大町市広告掲載要綱の施行の日から施行する。